

自民党改憲案の論点

シリーズ

識者に聞く

自民党改憲案は、家庭における個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた日本国憲法24条のはじめに新たに「家族」の項目を設けるなど、家族にかかわる条文を変えようとしています。その問題点を上智大学教授の三浦まりさんに聞きました。

(聞き手・若林明)

家族、婚姻等

自民党改憲案全体に通じる特徴ですが、改憲案の24条(家



上智大学教授 三浦 まりさん

族、婚姻等に関する基本原則)には、福祉切り捨ての新自由主義的な側面と古色蒼然(そうせいぜん)たる国家家族主義的な側面が表れています。

福祉は「自助」で

第1項として「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と新しい項目が加えられています。改憲案前文で「家族と社会全体が

「国家家族主義」的な側面

助け合って国家を形成する」と明記していることとあわせて、福祉において「自助」「共助」を基本とする発想が表れています。

自民党が作成した「日本国憲法改正草案Q&A」は24条について、世界人権宣言の「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」を参考にしたと書いています。後半の権利規定をあえて無視しています。国家や社会は家族を支援する(公助)への消極的な姿勢がうかがえます。現実には家庭が助け合えない状況にある場合、貧困やDV(家庭内暴力)などがある場合に「国家は手を

みうら・まり
1967年生まれ。上智大学法学部教授。専攻は政治学、ジェンダー政治。主な著書に『私たちの声で議会を再生』など。

差し伸べない」と言っていると考えられます。

結婚は親意向も

婚姻の成立について、現憲法が「両性の合意のみに基づいて」としているのに対して、改憲案24条の2項は「のみ」を削除していることも重大です。結婚する当事者以外の親の意向を考慮することを示唆しており、

戦前の家父長制的な考えを復活させようとしています。そもそも、権利保障でも国家権力をしることでない「道徳律」のような規定を憲法に入れていることに違和感を持ちます。

同時に、今後福祉を切り詰めていくうえで、親の面倒や子どもとの面倒を家庭内で「自給自足」でやってもらう。そのためにも、結婚相手は親の意向も考慮すべきという考えがあると思えます。

同条3項では、個人の尊厳と両性の平等に基づいて決められる事項として、「配偶者の選択」

と「居住の選択」が削除されています。住む場所についても「個人の尊厳と両性の平等」で決められない。ここにも、三世代居住を想定し、そこでの介護や子育てを当然の「助け合い」だとして、公的な福祉をできるだけ小さくしようという意図がうかがえます。

人間は「世話」―ケアをうけないと生きていけない。子どもとときや高齢になれば顕著にわかります。日常生活でも食事や睡眠など、ほとんどの人がケアを受けて生きていきます。家族の中でケアを抱え込んで、国や社会の世話にはなるなどという考えが改憲案にあります。

改憲案をつくった自民党の人たちは、自分たちが国家を動かしていると思ひ、それ以外の人たちは国家を支えたり、奉仕したりする存在だと考えている。国民は国家から何かしてもらおうと期待するな。そんなわがままな権利を言うなと考えているのではないのでしょうか。